# 法　律

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年五月十四日

内閣総理大臣　石破　茂

**法律第三十号**

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律

（情報処理の促進に関する法律の一部改正）

**第一条**　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　電子計算機の高度利用等」を「第二章　情報処理の促進に関する計画の策定等（第三条―第五条）」に、「第一節　電子計算機利用高度化計画の策定等（第三条―第五条）」を「第一節　情報処理安全確保支援士等（第六条―第二十八条）」に、「第一款　情報処理安全確保支援士等（第六条―第二十八条）」を「第一款　情報処理安全確保支援士等（第六条―第二十五条）」に、「第二款　情報処理技術者試験（第二十六条―第二十九条）」を「第二款　情報処理技術者試験（第二十六条）」に、「第三十八条―第四十五条」を「第三十四条―第四十一条」に、「第四十六条―第五十条」を「第四十二条―第四十六条」に、「第五十一条―第五十四条」を「第四十七条―第五十六条」に、「第五十五条―第五十八条」を「第五十七条―第六十条」に、「第五章　罰則（第五十九条―第六十三条）」を「第五章　指定高速情報処理用半導体の指定等（第六十一条―第六十八条）　第六章　雑則（第七十四条・第七十五条）　第七章　罰則（第七十六条―第八十一条）」に改める。

第一条中「電子計算機の高度利用及び」を削り、「維持する」の下に「とともにその性能の向上を図る」を加え、「並びに」を「及び」に改める。

第二条第一項中「（計数型のものに限る。以下同じ。）」を削る。

第二章の章名、同章第一節、同章第二節の節名及び同節第一款の款名を削る。

第六条中「、事業者」を「、電子計算機を利用する事業者（以下単に「事業者」という。）」に改め、同条を第三条とし、同条の前に次の章名及び節名を付する。

**第二章　情報処理安全確保支援士等**

**第一節　情報処理安全確保支援士等**

第七条を第四条とする。

第八条第四号中「第十九条第一項第二号」を「第十六条第一項第二号」に改め、同条を第五条とする。

第九条第一項中「この款」を「この節」に改め、同条を第六条とする。

第十条第一項中「この節及び第三十三条」を「この章及び第三十条」に、「この款及び第五十一条第二項」を「この節及び第四十七条第二項」に改め、同条を第七条とし、第十一条を第八条とし、第十二条から第十六条までを三条ずつ繰り上げる。

第十七条中「第十五条第一項」を「第十二条第一項」に、「第二十一条」を「第十八条」に改め、同条を第十四条とし、第十八条を第十五条とする。

第十九条第一項第一号中「第八条各号」を「第五条各号」に改め、同条第二項中「第二十四条」を「第二十一条」に、「第二十六条」を「第二十三条」に改め、同条を第十六条とし、第二十条を第十七条とし、第二十一条を第十八条とする。

第二十二条の前の見出しを削り、同条中「第十九条」を「第十六条」に、「第五十一条第二項」を「第四十七条第二項」に改め、同条を第十九条とし、同条の前に見出しとして「（登録事務の代行）」を付する。

第二十三条第一項中「第十六条」を「第十三条、第十四条、第十五条第一項」に、「、第十八条第一項、第二十条及び第二十一条」を「及び第十八条」に改め、同条第二項中「第十条第二項、第十一条及び第十四条」を「第七条第二項、第八条及び第十一条」に、「第二十二条」を「第十九条」に、「第十一条（」を「第八条（」に改め、同条第四項中「第二十一条」を「第十八条」に改め、同条を第二十条とし、第二十四条を第二十一条とし、第二十五条を第二十二条とする。

第二十六条中「第二十八条」を「第二十五条」に改め、同条を第二十三条とし、第二十七条を第二十四条とする。

第二十八条中「この款」を「この節」に改め、同条を第二十五条とする。

第二章第二節第二款の款名を削る。

第二十九条第二項中「第五十一条第二項」を「第四十七条第二項」に改め、同条第三項中「第十条第二項及び第十一条から第十四条まで」を「第七条第二項及び第八条から第十一条まで」に、「第二十九条第二項」を「第二十六条第二項」に、「第十一条（」を「第八条（」に改め、同条を第二十六条とし、同条の前に次の節名を付する。

**第二節　情報処理技術者試験**

第三十条第一項中「この章及び第五十一条第一項第十号において」を削り、第三章中同条を第二十七条とし、第三十一条を第二十八条とし、第三十二条を第二十九条とする。

第三十三条中「第三十一条」を「第二十八条」に、「第五十一条第二項」を「第四十七条第二項」に改め、同条を第三十条とする。

第三十四条を削る。

第三十五条第一項中「認定事業者」を「第二十八条の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）」に改め、同項第一号中「第三十一条」を「第二十八条」に改め、同項第二号中「前条」を「第七十五条第一項」に改め、同項第三号中「第三十一条」を「第二十八条」に、「第三十二条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条を第三十一条とし、第三十六条を第三十二条とする。

第三十七条第一項の表第三条第一項の項中「第三十七条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同条を第三十三条とし、第四章第一節中第三十八条を第三十四条とし、第三十九条を第三十五条とする。

第四十条中「助成」を「助成等」に改め、同条を第三十六条とし、第四十一条を第三十七条とし、第四十二条を第三十八条とする。

第四十三条第二項中「第五十一条第一項第一号」を「第四十七条第一項第一号」に、「に必要な」を「若しくは同項第十三号及び第十四号に掲げる業務に必要な」に、「第五十四条第一項の信用基金」を「第五十二条第一項の第一種信用基金若しくは第五十三条第一項の第二種信用基金」に改め、同条を第三十九条とし、第四十四条を第四十条とする。

第四十五条第一項ただし書中「第五十四条第一項の信用基金」を「第五十二条第一項の第一種信用基金及び第五十三条第一項の第二種信用基金」に改め、同条を第四十一条とし、第四章第二節中第四十六条を第四十二条とし、第四十七条から第五十条までを四条ずつ繰り上げる。

第五十一条第一項中「第四十条」を「第三十六条」に改め、同項第三号中「以下」を「次号において」に改め、「債務」の下に「（第十二号に規定する資金の借入れに係る債務を除く。）」を加え、同項中第十九号を第二十五号とし、第十一号から第十八号までを六号ずつ繰り下げ、第十号を第十一号とし、同号の次に次の五号を加える。

十二　情報処理サービス業を営む会社が大量の情報につき高速度での処理を行うことができる性能を有する設備として経済産業省令で定める設備（経済産業省令で定めるその附属設備を含む。）の導入を行うために必要な資金を調達するために発行する社債又は当該資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。